

8. 事務（研究費）

津田塾大学研究活動上の不正行為の防止及び通報処理に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、「学校法人津田塾大学コンプライアンス推進規程」に基づき、津田塾大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為に関する学内外からの通報及び告発（以下「通報等」という。）に対する適切な取扱いを定めることにより、不正行為の早期発見及びその是正を図り、もって本学における円滑な研究活動の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における「研究活動上の不正行為」とは、次の各号をいう。

- （1）ねつ造 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、存在しないデータ、研究成果を作成すること
- （2）改ざん 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、データ、研究結果等を不正に変更する操作を行い、その結果得られた変更・変造データ等を報告もしくは論文等に利用すること
- （3）盗用 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、他人のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文を当該研究者の了解または適切な表示をしないで流用すること
- （4）研究費の不正使用 資金元及び本学の規定に違反する経費の使用
- （5）二重投稿 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為（投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。）
- （6）不適切なオーサシップ研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、または著者としての資格を有する者を除外する行為
- （7）利益相反に関する諸問題 教職員としての義務よりも、自己又は第三者の利益を優先させる不正な行為

（研究者の責務）

第3条 研究者は、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

- 2 研究活動上の不正行為が認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して「就業規則」、「嘱託職員就業規則」等関係諸規程に従って、処分を科すものとする。
- 3 研究者は、研究倫理教育に関する研修会等に参加しなければならない。
- 4 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を確保するために、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬、研究データその他の研究資料を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。（不正防止計画推進）

第4条 統括管理責任者は、研究活動上の不正行為を防止するための計画を策定し、教職員に周知するものとする。

- 2 不正防止計画推進部署は、教育研究支援事務室をもって充てる。
- 3 教育研究支援事務室は、統括管理責任者の指示のもと、研究活動上の不正行為を防止するために次の業務を行う。
 - （1）不正防止計画の企画及び立案に関すること。
 - （2）不正防止計画の推進に関すること。
 - （3）不正防止計画の検証及び定期的な見直しに関すること。
 - （4）研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。
 - （5）研究活動上の行動規範案の作成に関すること。
- 4 教育研究支援事務室は、研究活動上の不正行為防止のためのルール等を教職員に周知徹底するものとする。

（研修）

第5条 研究活動上の不正行為を防止するために、教職員を対象とした研修会を定期的実施するものとする。

8. 事務（研究費）

（相談窓口の設置）

第6条 本学における研究活動上の不正行為等に関する相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

2 相談窓口は、教育研究支援事務室とする。

3 相談窓口に関する細則は、別に定める。

（通報の方法）

第7条 通報の方法は、電話、電子メール、ファックス、文書又は口頭によるものとする。

（通報窓口）

第8条 本学における通報窓口は、教育研究支援事務室長と顧問弁護士とし、教育研究支援事務室がその事務を処理する。

（通報処理委員会）

第9条 本学に、通報の内容等に関する調査及び検討等を行うため通報処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 副学長（総務・財務担当）

二 副学長（教学・国際担当）

三 事務局長

四 調査事項に関する学内外の専門家のうちから学長が指名する者 3名以内

3 委員会に委員長を置き、前項第一号の委員をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

（通報等の受付）

第10条 教育研究支援事務室長は、通報を受けた場合は、通報者を特定できる情報を伏せて速やかに委員長及び事務局長に通知するものとする。

2 顧問弁護士は、通報を受けた場合は、総務課長に通知する。通知を受けた総務課長は、通報者の氏名を伏せて速やかに事務局長及び教育研究支援事務室長に通知する。教育研究支援事務室長は、速やかに委員長に通知するものとする。

（通報の受理等）

第11条 委員長は、前条に規定する報告を受けたときは、当該通報の受理又は不受理を決定し、学長にその結果を報告するとともに、次に掲げる者に結果の他次の内容を通知するものとする。

一 当該通報を受理する場合 通報者及び被通報者

委員の氏名及び所属、委員に関して異議申立てをすることができる期間

二 当該通報を不受理とする場合 通報者

不受理とする理由

2 委員長は、前項の決定をするに当たり、必要に応じて委員会に意見を求めることができる。

3 委員長は、公的研究費に関する通報を受け付けた場合、予備調査として通報の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を学長に報告し、学長は受付から30日以内に、当該報告を公的研究費の配分機関（以下、「配分機関」という。）及び文部科学省に報告しなければならない。

4 前項に基づく予備調査の結果、調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知し、また予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び通報者の求めに応じ開示するものとする。

（調査）

第12条 委員会は、前条の規定により通報が受理されたときは、当該通報の内容等について速やかに調査を行うものとする。ただし、委員の内、当該事案又は人物と直接の利害関係を有する者は当該事案についての委員会への出席を停止し、また委員に関して異議申立てのあった場合、委員会は異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断した時は、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

2 調査は、本学内外の機関に対して、関係資料の提出、証拠保全その他調査の実施上必要な協力を求めることにより実施する。

3 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう、調査の方法に十

8. 事務（研究費）

分配慮しなければならない。

- 4 委員会は、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断した上で、不正の有無及び不正と認定された場合は不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割及び不正使用の相当額等、もしくは通報が通報者の悪意に基づきなされたものであることについて認定する。
- 5 委員会は、被通報者が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、不正と認定する。
- 6 公的研究費に関する通報を受け付けた場合、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
- 7 調査において、被通報者及び悪意に基づく通報と認定された通報者に対しては、公正な聴聞の機会又は通報内容への反論及び弁明の機会提供がなされるものとする。

（調査の協力義務）

第13条 各部署及び教職員は、前条第2項の規定により調査の実施上必要な協力を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒否することができない。

（研究費一時的使用停止）

第14条 委員会は、必要に応じて、調査対象となっている者に対し、一時的に調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

（調査結果の報告及び通知）

第15条 委員長は、調査の結果を学長に報告するとともに、通報者及び被通報者（被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関も）に対し、通報された教職員の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、文書により通知するものとする。

- 2 告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が係る他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関及び文部科学省に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認できる場合は、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関が当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査の求めがあった場合は応じることとする。

（不服申立て）

第16条 不正と認定された被通報者又は悪意に基づく通報と認定された通報者は、調査結果の通知にて定められた不服申立て期間内に、委員会に不服申立てをすることができる。委員会は、前者からの不服申立てがあった場合通報者に、後者からの不服申立てがあった場合被通報者及び通報者の所属機関に対し、それぞれ文書により通知するものとする。

- 2 委員会は、前条の規定により不服申立てがあったときは、速やかに再調査を行うものとする。ただし、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、委員会は、委員の交代若しくは追加、又は委員会に代えて他の者に調査をさせることができる。
- 3 不正と認定された被通報者からの不服申立てにより再調査が行われた場合、原則として 30 日以内に、委員長は先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに委員会に報告し、委員会は当該結果を通報者及び被通報者（被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関も）に対し、文書により通知するものとする。
- 4 悪意に基づく通報と認定された通報者からの不服申立てにより再調査が行われた場合、原則として 30 日以内に、委員長はその結果を直ちに委員会に報告し、委員会は当該結果を通報者（通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関も）及び被通報者に対し、文書により通知するものとする。
- 5 不服申立てがあった場合、委員長は不服申立てがあったこと、不服申立ての却下、再調査開始の決定、再調査の結果について、学長に報告し、学長は受付から 30 日以内に、当該報告を配分機関及び文部科学省に報告しなければならない。
- 6 再調査の結果が次に掲げるものであった場合、委員会は速やかに結果を公表するものとする。

8. 事務（研究費）

- 一 不正が行われたとの認定があった場合
- 二 不正はなかったが、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合
- 三 悪意に基づく告発との認定があった場合
- 7 前項に基づき公表する再調査の結果の内容は次に掲げるものとする。

- 一 調査結果
- 二 不正発生要因
- 三 不正に関与した者が係る他の競争的資金等における管理・監査体制の状況
- 四 再発防止計画
(是正措置)

第17条 学長は、調査の結果、通報対象事実があると認められるときは、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

- 2 学長は、通報対象事実があると認められるとき、前項の措置及び第18条の処分等を行ったときは、理事長に報告するものとする。
- 3 学長は、不正への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、津田塾大学就業規則等の関係諸規程に基づき適切な処置をとるとともに、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告することができる。

(懲戒処分等)

第18条 学長は、前条により、不正が明らかとなった場合は、当該不正行為に関与した教職員に対し、津田塾大学就業規則等の関係諸規程に基づき、必要な処分を行うことができる。

(秘密保持)

第19条 委員会委員その他通報の処理並びに調査に関与した者は、その遂行に際して、公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報を含む、職務上知り得た秘密を第三者に対して漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

(通報者及び被通報者等の保護)

第20条 学長は、通報者が通報したことを理由として、当該通報者等に対して解雇その他不利益な取扱いを一切してはならない。

- 2 学長は、被通報者が単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者等に対して解雇その他不利益な取扱いを一切してはならない。
- 3 学長は、通報者及び調査協力を行った者に対し、そのことを理由として、その者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。
- 4 学長は、通報者及び調査協力を行った者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、本学が定める就業規則に従って、懲戒処分等を科すことができる。

(不正を目的とする通報)

第21条 通報をする者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報を行ってはならない。

- 2 学長は、前項の通報を行った者に対し、本学が定める就業規則に従って、懲戒処分等を課すことができる。

(事務)

第22条 この規程に関する事務は、教育研究支援事務室において処理をする。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、通報の処理等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、教育研究支援事務室が起案し、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2025年（令和7年）4月1日より施行する。

この規程の施行に伴い、「津田塾大学研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」は廃止する。